

第7節 応援協力体制

地震災害による被災地での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、地震災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

県及び市町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

《地震災害時の応急対策協力関係図については、第2編 風水害対策に準ずる。》

第1項 相互協力体制

《緊急消防援助隊の要請については、第2編 風水害対策に準ずる。》

《広域航空消防応援の要請については、第2編 風水害対策に準ずる。》

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠については、第2編 風水害対策に準ずる。》

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防機関等との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積などの災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、市との協力体制のもと、地震災害時には、下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ウ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- エ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力

(7) 民間ボランティアの協力

災害時における民間ボランティアへの協力の要請は、次によるものとする。

- ア り災者の救出
- イ 災害応急復旧等作業の応援

第2項 相互協力の実施

第3項 応援協定

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

第5項 受援計画

《上記の項目については、第2編 風水害対策に準ずる。》

第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳等により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

- 1 市防災行政無線
- 2 県防災行政無線
- 3 消防署無線（携帯用移動局無線）
- 4 優先利用できる一般加入電話
- 5 移動体通信（携帯電話）

《上記項目については、第2編 風水害対策に準ずる。》

6 非常通信

地震災害等非常の事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶したり、又は輻輳して事実上利用できない状態になったときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信を行う。

（1）非常通信として取り扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序又は緊急措置に関するもの
- ウ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- エ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

（2）非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

（3）非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局

7 放送機関の利用

県、市は、地震災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、そ

の通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

8 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

9 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

市は、地震災害が発生した場合、重要通信を確保し、あるいは被災した市防災行政無線施設を迅速に復旧するため、避難状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、被害状況、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について関係機関及び市民に対してわかえいやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、市、県、県警察及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動

地震が発生した場合、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防署などと連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防署などに連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1 消防署及び市

(1) 救助活動

①現地調整所の設置

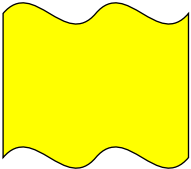
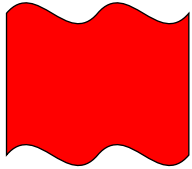
市及び県は、地震発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する

②避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

	(黄色) 避難者がいる ことをしめす。		(赤色) 避難者の中に重症者や 要配慮者など緊急に救 助を要する者がいるこ とをしめす。
---	---------------------------	--	--

(2) 応援要請

ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動要請を行うよう要請する。

ウ 市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

オ 市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う、

カ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点の確保

市は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点の確保を図るものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署及び市、その他の防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4 県警察

県警察は、消防署及び市、その他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。
また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防署及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して救助活動を行う。

《出動要請図は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第10節 保健医療福祉活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、多久小城地区医師会等は相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 保健医療福祉活動

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

地震発生時に、多久市立病院（災害拠点病院）、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

多久小城地区医師会は、地震発生時に市、県医師会から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図るものとする。

2 救護所の設置、運営

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

3 保健医療活動チーム

(1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティックsteam含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）

	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期 以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能 推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

（３）市からの県への派遣要請

被災市町は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災市町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

（４）県による派遣要請・調整

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療関係機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や参集場所について、確保又は伝達を行う。

（５）日本赤十字社による医療救護活動

日本赤十字社佐賀県支部は、自らの判断で救護班を派遣するが、災害救助法が適用され、県から「（県と日本赤十字社との）協定書」に基づき医療業務等の委託を受けた場合は、県の指示のもと救護班を派遣する。

なお、県は、日本赤十字社佐賀県支部に対し、県へのリエゾン（情報連絡員）等の派遣について要請するものとする。

４ 被災地域外での医療活動

５ 人工透析対策

６ 被災者の心のケア

《上記項目は、第２編 風水害対策に準ずる。》

第2項 医療品、医療資機材の調達

- 1 需給状況の把握
- 2 安定供給の確保
- 3 薬剤管理班の編成、派遣

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、地震発生後速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、電話、ガス、水道等のライフラインの復旧についてライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

県及び市は、医療施設の電気、電話、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

地震災害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、次により対応するものとする。

- 1 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

- 2 情報提供等

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第11節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

市内の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

県及び市は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第1項 出火防止、初期消火

市及び消防機関は、地震発生時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火にあたらせる。

住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第2項 消火活動

市及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の勧告・指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第3項 応援の要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市を所管する消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消火活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市及び消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、

緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第4項 救急活動

1 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防機関、市は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

県は、この要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

（1）近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあります、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動と二次災害の防止活動

1 水防活動

地震発生に伴い、河川、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せき止め、溢流、氾濫による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・農業用排水施設等の管理者及び施工者は、速やかに、次により水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検・補修

河川、農業用排水施設等の管理者及び施工者並びに下水道施設管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、砂防施設等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施工者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

国、県及び市は、発災後の降雨・地震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、県及び市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

地震発生後、火災、がけ崩れ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、市民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

第2項 警戒区域の設定

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、指示等の内容に従い、各

自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車輛、舟等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難への対応

市は、がけ崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、がけ崩れなどの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

公立の学校等は、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の在校時に、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会に対し、速やかにその旨を連絡する。

私立幼稚園も、これに準じるものとするが、連絡先は市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ各機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関に転院させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要性を認める場合は、あらかじめ各施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防署等と連絡をとりながら直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定避難場所及び指定避難所の設置・運営

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所を開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び受け入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況について速やかに県に報告するものとする。

なお、地震が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

2 指定避難所の運営管理等

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第 15 節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震発生時に避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第 1 項 被災住宅の応急危険度判定等

1 広報活動

県、市は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物等の応急危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する。

第 2 項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等

第 3 項 被災住宅の応急修理

第 4 項 公営住宅等の提供

第 5 項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第 16 節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

地震災害発生時において、県警察及び警察署は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

第 1 項 災害警備活動、治安維持活動

1 県警察及び警察署

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察及び警察署は、地震災害が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察及び警察署は、地震災害が発生した場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

警察署は、災害警備本部等を設置する施設が、災害により機能を失った場合を想定し、所管する地域の公共施設等をあらかじめ指定し、代替施設として使用するものとする。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）の規定に基づき要請する。

当該要請に係る派遣部隊の活動拠点は下記の施設とする。

【派遣部隊の活動拠点候補地】

	施設名	所在地	備考
1	公益財団法人孔子の里 東原庁舎	多久町 1843 番地 3	
2	旧多久市立東部小学校	東多久町大字別府 3310 番地	

(2) 情報の収集・連絡

(3) 救出救助活動等

(4) 避難誘導等

(5) 死体見分等

(6) 二次災害の防止

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

(8) 社会秩序の維持

(9) 被災者等への情報提供活動

(10) 関係機関との相互連携

(11) ボランティア活動の支援

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第17節 交通及び輸送対策計画

地震災害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ＩＴＶ（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県及び警察署と市は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察及び警察署は、地震災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察及び警察署は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用

県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

エ 住民への周知

県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

オ 公安委員会の要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

カ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や多久市防災協力連絡協議会、建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報収集、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察、警察署及び道路管理者等は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察及び警察署は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者等に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者等は、県警察、警察署、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行なうものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行なうものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者等は、地震により道路に破損、欠壊等が生じ、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、市から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察及び警察署は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者等と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者等、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、警察署及び道路管理者等は、県、市及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 航空交通

市は、地震災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

【臨時ヘリポートの状況】

施 設 の 名 称	有 効 面 積 (㎡)
納 所 運 動 広 場	2, 2 5 0 (7 5 m×3 0 m)
東 多 久 運 動 広 場	3, 4 0 0 (8 5 m×4 0 m)
南 多 久 運 動 広 場	4, 7 5 0 (9 5 m×5 0 m)
西 溪 校 東 運 動 場	2, 4 7 5 (5 5 m×4 5 m)
西 多 久 多 目 的 運 動 広 場	2, 2 5 0 (5 0 m×4 5 m)
中 央 校 運 動 場	9, 6 0 0 (1 2 0 m×8 0 m)
消 防 署 南 グ ラ ン ド	1, 5 0 0 (5 0 m×3 0 m)
多 久 市 陸 上 競 技 場	4, 1 2 5 (7 5 m×5 5 m)

第3項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

3 輸送手段の確保

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

4 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送にあたっては、地震発生からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行

の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

県は、原則として、県関係車両分についてのみ行うものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

市は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「災害時対応自動販売機の設置に関する協定書」など、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

- 1 調達方法
- 2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し
- 3 国の措置
- 4 供給方法

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第2項 飲料水の供給計画

地震災害時に水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、市、県、水道事業者及び関係機関は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については、「災害時対応自動販売機の設置に関する協定書」などを活用し、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

2 応急給水

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3項 生活必需品等の供給計画

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、県、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

2 調達方法

3 供給方法

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第4項 物資の配送計画

1 基本方針

2 物資の配布

3 在宅等被災者への対応

4 市が指定する支援物資の集積場所

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第19節 広報、被災者相談計画

地震災害発生時において、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、要配慮者に十分配慮し、消防機関、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用するように努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 住民への情報提供

県、市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるように努める。

被災者への状況提供にあたっては、県及び市は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 県による災害広報の実施

県は、地震災害時において県民に対し、必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、あらかじめ報道機関等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

(1) 広報体制

県は、災害時に危機管理・報道局長を災害広報責任者として、情報の一元化を図ることとする。

(2) 広報資料の収集

資料収集に当たっては、被災者に十分な配慮を図りつつ、必要に応じて職員を現地に派遣して直接広報資料の収集を行う。

(3) 広報の内容

ア 県民に対する広報

① 広域災害情報の提供

県は、広域的な地震災害に関する県民への広報及び県内外への支援要請の災害広報を、市及び防災関係機関等と連携して実施する。その際、以下に示す地震災害時の時系列に応じた広報ニーズを踏まえ、災害広報を実施する。

a 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通しや防災上に関する呼びかけ）
- (c) 避難の必要の有無等（避難指示発令を察した場合は、即時広報）

b 地震による被害発生時の広報

- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）
- (b) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- (c) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- (d) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (e) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (f) 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
- (g) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

c 応急復旧活動段階の広報

- (a) 被害発生状況（人的被害、住家被害等市町から報告等された被害状況の集計値）
- (b) 安否情報（市町ごとの被災者数等）
- (c) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況（被災市町・県民への支援内容等）
- (d) その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設等県全域にわたる情報等）
- (e) 河川・港湾・道路・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

d 外部からの支援の受入れに関する広報

- (a) ボランティア情報（県外からの支援者の受入窓口等に関する情報）
- (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

e 被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に市が災害広報を的確に実施することが困難な場合、県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市の応急対策活動を支援する。

- (a) 地震時の行動に当たっての心得（出火防止、周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼び

かけ等)

- (b) 民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等（乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等）
- (c) 防災関係機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望
- (d) 被災地への救援物資等の発送に当たっての要望（送り先、内容明示等）
- (e) その他県民等（県外の住民含む。）に対する要望事項

② 地震災害情報の提供

地震発生に伴う土砂災害や危険物災害の発生など、県は、緊急度・重要度を考慮し、必要に応じて当該被災地の状況に応じた災害広報を実施する。

③ 安心情報の提供

地域住民の民心の安定を図るため、原子力発電施設、ダム等の重要施設等については、当該施設等が被災していない場合においても、被災していない旨の安心情報を提供する。

④ 生活支援情報の提供

当該災害による被害がない場合においても、県民生活に密接に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等の生活支援情報を提供する。

イ 報道機関に対する広報（プレスリリース）

上記の県民に対する広報内容については、同時に報道機関に対しても投げ込みを行う。ただし、危機管理・報道局長が必要と判断した場合は、記者レクによる対応を行う。

（４） 広報の方法

《上記項目は、第２編 風水害対策に準ずる。》

２ 市による災害広報の実施

市は、保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

（１） 広報の内容及び方法

市内の災害に関する広報については、市が独自に、又は、防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 市民に対する広報

① 広報内容

a 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通しや防災上に関する呼びかけ）
- (b) 市民のとりべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）

- (C) 避難の必要の有無等（避難指示発令を察した場合は、即時広報）
- b 災害発生直後の広報
 - (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
- c 応急復旧活動段階の広報
 - (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- d 外部からの支援の受入れに関する広報
 - (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- e 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- f その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

- a 防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報
- b 広報車による広報（消防広報車を含む）
- c ハンドマイクによる広報
- d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- e 広報誌、掲示板による広報
- f インターネット（ホームページ等）による広報
- g 携帯電話等の通知機能（多久市防災WEBメール、防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る。）等）による広報

イ 報道機関に対する広報

災害対策本部（調査・広報班）、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

3 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

県及び市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（消防防災課〔総括対策部〕）に提供するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に県民に提供するため、県、市、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談

第3項 安否情報の確認

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第20節 文教対策計画

市内にある幼稚園、義務教育学校、高等学校（以下「学校等」という。）は、地震発生時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休校等の措置

学校等は、地震が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、地震が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校等は、地震災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて市に協力を求め、二次災害の防止のため砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに市及びその他必要な機関に対し連絡する。

2 応急復旧

県、市は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに県、市、私立の学校等の設置者等は、地震により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

- 1 応急教育の実施場所
- 2 応急教育の方法

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

- 3 教職員の確保

県、市及び私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

- 4 学用品の調達、給与
- 5 給食
- 6 保健衛生の確保

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第4項 被災生徒等への支援

- 1 授業料等の減免

県は、地震災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

- 2 育英資金の貸付

県は地震災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第 21 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

地震により公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように速やかに応急復旧を実施する。

砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第 1 項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、地震により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに警察署及び県、市に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第 2 項 河川

1 被害状況等の把握・連絡

河川管理者は、地震により各施設に被害のおそれがあると認める場合は、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者は、堤防又は護岸が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第 3 項 砂防施設等

1 被害状況等の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により砂防施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防

施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

県、市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況等の把握・連絡

治山施設等の管理者は、地震により治山施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積等）を行う。

第5項 農地農業用施設

1 被害状況等の把握・連絡

市、農業用排水施設管理者は、地震災害が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急復旧

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第 22 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同事業者等に対し、応援を要請する。

また、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

国、県及び市と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第 1 項 水道施設

水道事業者は、多久市管工事組合との災害時の応急措置の協力協定に基づき、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、県、市及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

第 2 項 下水道施設

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

第 3 項 電力施設

九州電力株式会社は、地震災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支店及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

地震災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、地震災害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 天山ダムの管理

地震によって天山ダムが被害を受けた場合は、天山ダム管理規程に基づいて、関係官庁、県、市等に通知するとともに、下流域の地区住民一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、警報サイレン、スピーカー等により警告する。

(7) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 県、市

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、県、市等に対し、次の協力要請を行う。

- ① 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- ② 県、市に対し、広報の協力要請

- ③ 県、市に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- ④ その他県、市等との事前協議に基づく協力の要請

第4項 電話施設

西日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、地震災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

地震災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

- ① 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）
- ② 資材及び物資対策（県、市に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）
- ③ 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第5項 ガス施設

1 液化石油ガス（L P ガス）

（1）被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、地震災害が発生した時は、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

（2）施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、地震災害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

（3）二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

（4）応援要請

液化石油ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第6項 鉄道施設

地震災害時において、鉄道事業者は、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- 1 地震災害時の列車の運転規制
- 2 地震災害時の代替輸送方法
- 3 災害対策本部の設置
- 4 連絡通報
- 5 応急措置（案内広報など）
- 6 施設の応急復旧

第 23 節 災害対策用機材、復旧資材の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧用資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対しあつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あつせんを要請する。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第24節 福祉サービスの提供計画

地震災害時に、高齢者、障害者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように県、市は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障害者

市は、地震発生後直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳又は避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき、高齢者、障害者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、地震発生後直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障害者対策

- 1 緊急保護
- 2 在宅サービス体制
- 3 応援要請

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3項 要援護者対策

地震災害の発生に際しては、この地震災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

- 1 保護等
- 2 メンタルヘルス対策
- 3 児童の保護等のための情報伝達

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第 25 節 ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、県、市及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第 1 項 受入れ体制の整備

第 2 項 ニーズの把握、情報提供

第 3 項 支援

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第 26 節 外国人対策

第 1 項 外国人対策

1 市における措置

市は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、地震発生時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第27節 帰宅困難者対策

第 1 項 帰宅困難者対策

《上記の項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第28節 義援物資、義援金対策計画

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資

県及び市は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

- 1 受入れの基本方針
- 2 受入れの広報
- 3 供給方法

《上記の項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第2項 義援金

《上記の項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第 29 節 災害救助法の適用

第 1 項 救助の本質

第 2 項 実施主体

第 3 項 適用基準

第 4 項 被災世帯の算定基準

第 5 項 救助の種類

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

地震発生時に多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び警察署（以下「警察等」という。）による検視のほか、市及び消防署は的確に搜索、処理収容、火葬を実施する。

第 1 項 搜索

第 2 項 処理収容

第 3 項 火葬

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第 31 節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市、天山地区共同衛生処理場組合は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第 1 項 役割

1 市

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 県

- (1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3 住民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第 2 項 し尿処理

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第3項 ごみの処理

1 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した地震災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実行計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

- (1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
- (3) 建築物等の解体等工事にあってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

3 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市町に代わって実施する。

(略)

第 32 節 防疫計画

第 1 項 防疫計画

地震発生時に生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、県及び市は、相互に連携し迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1 防疫活動

県、市は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 検病調査及び健康診断の実施

ア 検病調査

県は、地震災害の規模に応じ市、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次検病調査を実施する。

イ 健康診断

県は、検病調査の結果必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第 19 条及び第 20 条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 27 条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第 14 条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 28 条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当

該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は機関を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市に実施させる。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

3 支援措置、応援

4 防疫用薬剤の確保

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第33節 保健衛生計画

地震発生時において、県及び市は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第1項 被災者等の健康管理

第2項 食品衛生管理

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第 34 節 動物の管理、飼料の確保等計画

第 1 項 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

市は、地震発生後、地震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2 防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

市は、県から要請ある場合は協力するものとする。

（1）健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

（2）畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

（3）家畜伝染性疾病的予防注射

地震災害後、発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

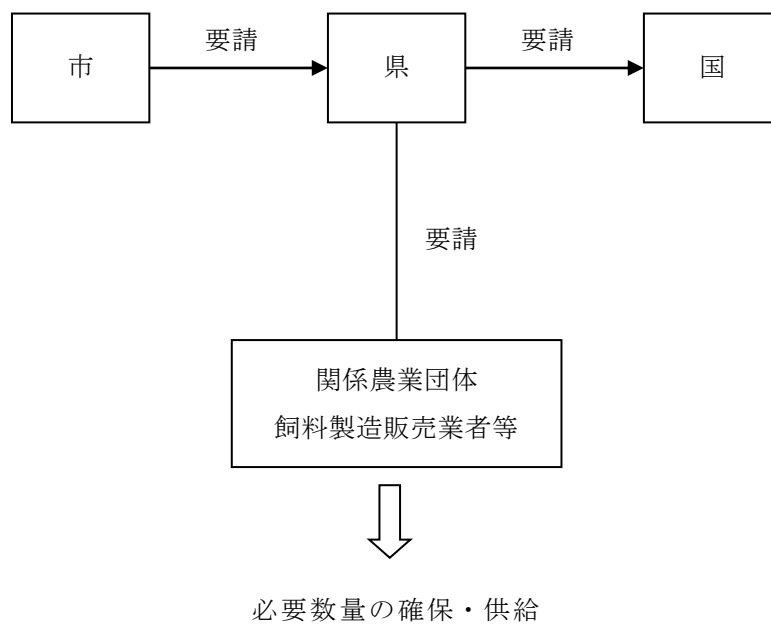
3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

市は、県から要請ある場合は協力するものとする。

4 飼料の確保

県は、地震災害により飼料の確保が困難となり、市から要請があった場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



第2項 家庭動物等の保護等

県及び市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

第 35 節 危険物等の保安計画

第 1 項 火薬類

1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、警察等、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

警察等は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

警察等は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

4 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第 2 項 高圧ガス

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、警察等、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

警察等は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防機関、警察等、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

警察等は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察等に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、警察等、消防機関に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- 2 県、警察等、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
 - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 市・住民に対する周知
 - (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
 - (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第 36 節 石油等の大量流出の防除対策計画

第 1 項 石油等の大量流出の防除対策

地震により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

- 1 通報連絡
- 2 応急対策

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第 37 節 応急金融対策

地震災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

- 1 通貨供給の確保
- 2 非常金融措置

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第38節 孤立地域対策活動

第 1 項 孤立地域対策活動

地震災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

- 1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

《上記項目は、第 2 編 風水害対策に準ずる。》

第39節 生活再建計画

第 1 項 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を行うこととする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web 会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第 1 項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

地震発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき災害対策本部における業務を時系列的に示すよう努めるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

地震発生後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行う。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

第2項 迅速な原状復旧

第3項 計画的復興

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第2節 被災者の生活再建等への支援

県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談

第2項 リ災証明の交付等

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより地震災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより地震災害により障害者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者に対する生活支援再建支援金

被災者に対する生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支援については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう県及び国等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第4項 就労支援

県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

第6項 郵政事業の災害特別事務取扱等

第7項 生活資金の確保

第8項 住宅の供給、資金の貸付け等

第9項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

《上記項目は、第2編 風水害対策に準ずる。》

第2項 農林業に対する復旧・復興金融の確保

県、市は、地震災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民政の安定を図る。また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）